

私有車(自家用車・自転車)通勤・業務使用許可申請書

特定非営利活動法人 町田ヒューマンネットワーク
理事長 笠井 幸祥 様

私は、通勤・業務使用規定により、個人所有の「車・バイク・自転車」で通勤したく、任意保険証書の写し、自賠責保険の写し、車検証書の写し、免許証の写し、マイカーを使用する区間の通勤・業務使用経路図を添付の上、許可願を申請します。
上記通勤・業務使用を止めた場合、または通勤・業務使用車輛を変更した場合、免許証の更新等あった場合は、その都度速やかに届け出ます。

- ①. 通勤・業務使用方法に○を付けて下さい。 (車 ・ バイク ・ 自転車)
②. 車・バイク使用の方は下記をご記入下さい。

1 台 目	車 種	(例：日産 キャラバン)
	車両ナンバー	(例：多摩800 2525)
2 台 目	車 種	(例：スズキ アドレスV125)
	車両ナンバー	(例：町田市 ま 2525)

年 月 日

住所

氏名

印

↑切り取り

ヘルパー保管用

＜提出物一覧＞

■車、バイクの方 (自転車の方は①②③⑤のみ提出をお願いします)

- ①通勤許可申請書・・・初回のみ 車両が変わった方は再提出
- ②誓約書・・・初回のみ
- ③経路図・・・初回のみ 変更、または追加があった場合は再提出
手書き、googlemap等のスクリーンショットでも可。
- ④運転免許証のコピー・・・裏面の記載がある方は裏面も提出
- ⑤任意保険証書のコピー・・・使用目的、補償内容の確認 ※
- ⑥自賠責証書のコピー
- ⑦車検証のコピー・・・車・250cc以上のバイクのみ
- ⑧通勤手段に関するアンケート 基礎研修の際に提出済み

※任意保険の【使用目的】の確認、保証内容が【対人対物無制限】になっているか。使用目的とは、自動車保険における契約の車を使用する主な目的です。使用目的の種類は保険会社によって若干異なりますが、基本的には「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」の3つがあります。各保険会社が認める範囲内であれば【使用目的】が「レジャー」でもかまいません。保険会社にお問い合わせの上、その旨記載が確認できる部分をご提出ください。
一般的には週5、月15日以上通勤に使用する場合は使用目的を【通勤】にする必要があるため、記載が確認できる部分をご提出ください。わからない場合は保険会社にお問い合わせください。

自転車の方も必ず補償額が1億円以上のプランへの加入をお願いします。
自転車専用保険以外にも自動車保険、火災保険等の特約として、自転車事故の損害賠償を補償するもの(日常生活賠償補償、個人賠償責任補償等)もあります。ご自身やご家族が加入している保険の補償範囲をご確認してください。

通勤関連書類提出 専用アドレス：【mhn-mycar@mbr.nifty.com】



←専用アドレスQRコードです